

[事案 2021-178] 契約無効等請求

・令和 4 年 6 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等により契約内容を誤信したことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 11 月に契約した利率変動積立型終身保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料に金利を付加して返してほしい。

- (1)募集人から、掛け捨ての保険であることの説明を受けておらず、貯蓄性の保険だと誤信して契約した。
- (2)保険証券には、積立型終身保険の予定利率についての記載はあるが、掛け捨てであることの記載はない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申込書等の説明資料には、保険料のうち積立額が 0 円であることが記載されており、貯蓄性の保険でないことは明らかである。
- (2)掛け捨ての意味は多義的であり、保険証券に掛け捨てか否かの記載は求められていない。
- (3)毎年、契約者宛に控除証明書と契約内容の説明資料を送付しており、その中に積立金額も記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足により契約内容を誤信したことは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約においては、保険料の積立部分がないこと、後で返ってくるお金はないことについて、より丁寧に説明することが望ましかったと言える。
- (2)被保険者は当時 20 歳の申立人の子であるにもかかわらず、介護・長期生活保障や介護・特定疾病保障が付加されていることは、やや不自然な印象があり、募集人による意向把握が十分にできていなかった可能性も否定できない。